

令和5年10月20日
函館開発建設部

地元園児たちに見送られて除雪機械出陣！

～除雪機械見学会も開催～

函館開発建設部函館道路事務所は、除雪出陣式及び除雪機械見学会を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

本出陣式は、本格的な降雪期を迎えるにあたり、函館道路事務所管内の国道総延長約265kmの冬期間における道路交通の安全確保及び除雪作業への安全意識向上を目的とし、除雪体制を整えることに併せて開催するものです。

また、除雪作業への興味と関心を深めていただくために、地元の幼稚園児のみなさんを対象とした除雪機械見学会も開催いたします。

記

- 日時 令和5年10月31日（火） 10:30～11:30（雨天決行）
- 場所 函館道路事務所構内（^{ほくと}北斗市^{おいわけ}追分4丁目11番2号）
- 参加者 除雪作業関係者 40名程度
北斗市 ゆうあい幼稚園 園児・職員 50名程度
- 内容 別紙のとおり
- その他 取材を希望される場合は、10月27日（金）までに広報官へ連絡をお願いいたします。悪天候等により中止する場合は、当部よりご連絡いたします。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

函館道路事務所 第1工務課長 ^{まえだ}前田 公治(0138)49-2631(内線421)

広報官 ^{ふくしま}福島 志乃(0138)42-7702(内線216)

函館開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/>



函館道路事務所 除雪出陣式及び除雪機械見学会の開催について

【概要】

函館道路事務所では、本格的な降雪期を迎えるにあたり、除雪機械を各除雪基地へ配備し、除雪体制を整えることに併せて除雪出陣式を開催いたします。
また、地元の幼稚園児を対象とした除雪機械見学会も開催いたします。

【実施内容】

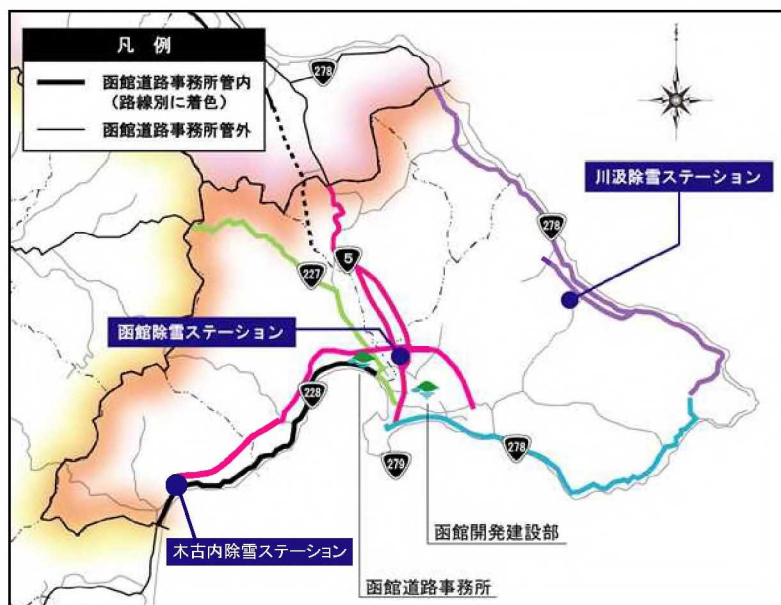
- 10:30 除雪機械見学会
- 11:00 発注者代表の挨拶及び訓辞
- 11:10 受注者代表の安全宣言
- 11:15 運転前点検
デモンストレーション
- 11:25 出陣号令
- 11:30 閉会

【開催場所】



【函館道路事務所の管轄】

函館道路事務所では、国道5号、227号、228号、278号、279号、函館新道、函館新外環状道路、函館江差自動車道の延長約265kmを管理しています。これらの国道を除雪基地3箇所 計38台の除雪機械で除排雪や路面凍結対策を行っております。



機械別台数内訳

機械名	台数
除雪トラック	19
除雪グレーダ	2
ロータリ除雪車	2
除雪ドーザ	5
小形除雪車	4
凍結防止剤散布車	6
合計	38

函館道路事務所 除雪出陣式及び除雪機械見学会の開催について

【 昨年度の様子 】

～除雪出陣式～

出陣式の様子



安全宣言



除雪機械出陣



～除雪機械見学会～

除雪機械の紹介



除雪機械操作実演



除雪機械について（1 / 2）

【 除雪作業に使用する機械のご紹介 】

『新雪除雪』

- 多くの雪が降った場合、車道に降り積もった雪を道路脇へ寄せます。
- 除雪トラックや除雪グレーダにより路側や路外に雪を寄せるほか、除雪ドーザにより交差点などを除雪します。



<除雪トラック>



<除雪ドーザ>

『路面整正』

- 路面に凸凹やわだちができた場合、路面を平坦にし、車を走りやすくします。
- 除雪トラックや除雪グレーダで、路面の圧雪や氷板を削り取り、車の走行に必要な幅員と路面の平坦性を確保します。



<除雪トラック>



<除雪グレーダ>

『歩道除雪』

- 歩道に雪が降り積もった場合、歩行者が歩けるように、通勤・通学の時間帯前に除雪します。
- 小形除雪車に装備したロータリ装置やブレード装置により、歩道部に降り積もった雪を除雪します。



<小形除雪車>

除雪機械について（2／2）

【 除雪作業に使用する機械のご紹介 】

『運搬排雪』

- 除雪作業により道路脇に雪が高く積み上がった場合、次の降雪に備えて排雪します。
- 道路脇に高く積み上がった雪山（雪堤）をロータリ除雪車で切り崩して、ダンプトラックに積み込み、雪堆積場等へ運搬します。



<ロータリ除雪車>

『凍結防止剤等散布』

- 氷板や圧雪アイスバーンなどのツルツル路面が発生する場合、凍結防止剤などを散布してツルツル路面の解消を図ります。
- 凍結防止剤散布車により、交差点部などのツルツル路面において凍結防止剤（塩化ナトリウム等）や防滑材（碎石）を散布します。



<凍結防止剤散布車>

【 効率的な除雪作業を行うため、ご協力をお願いします 】

1. 市街地の除雪作業は、快適・安全な朝の通勤通学のため、交通量の少ない深夜から早朝にかけて作業を行いますので、除雪作業に伴う振動や騒音の発生にご理解をお願いします。
2. 路上駐車は、円滑な除雪作業の妨げになりますので、ご遠慮ください。
3. 車道や歩道への雪出しは、交通事故や道路障害の原因となりますので、ご遠慮ください。
4. 大型の除雪機械により除雪作業を行うため、玄関前等に一部の雪が残ることがあります。除雪作業後の残雪処理は、各ご家庭等、ご使用者にて実施していただくよう、ご協力をお願いします。
5. 市街部の交差点、郊外部の坂などに砂箱を設置しています。路面が凍結している場合などには、砂まきにご協力をお願いします。

冬期除雪のご協力とお願い

除雪作業の円滑な実施を行うために、以下の点について
ご理解とご協力をお願いします。



路上駐車は、円滑な除雪作業の妨げになるだけでなく、通行できる幅が狭くなり、事故や交通渋滞の要因になりますので、ご遠慮願います。



道路への雪出しは法律違反であり、事故や通行障害の原因となりますので、自宅内の雪は道路に出さないようお願いいたします。



除雪作業は、安全・快適な朝の通勤通学のために、交通量の少ない深夜から早朝にかけて作業を行いますので、除雪作業に伴う振動や騒音の発生にご理解願います。



除雪車が通った後は、間口に必ず雪が残ってしまいます。間口に残った雪はご家庭で処理をお願いします。

◆道路に異状を発見した場合はこちらへ

道路緊急ダイヤル #9910

(24時間対応しています)



除雪に関する問い合わせは下記へお願いします。

函館道路事務所 ☎(0138)49-2631

八雲道路事務所 ☎(0137)63-3153

江差道路事務所 ☎(0139)52-0107